

令和 7 年度 宍粟市地域防災計画改訂（案）

第 2 編第 3 章第 2 節 【P19】

第 2 款 防災訓練

市は防災訓練を実施し組織体制の課題を明らかにするとともに、その結果を改善に活かす。以下に行うべき訓練の種類や内容を示す。

1 総合防災訓練

市は地域ごとに異なる自然条件や起こりうる災害の種別を考慮し、各市民局を単位とする総合防災訓練を実施する。訓練の実施時期や場所、想定する災害、訓練内容などは参加機関との協議により決定する。防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、**家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違い**、感染症対策に十分配慮し、**感染症対策をふまえた**避難所開設・運営訓練を実施するよう努める。なお、主な参加機関と実施すべき訓練は次のとおりである。

第 2 編第 3 章第 3 節 【P24】

第 2 款 民間事業者との連携

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
災害時におけるボランティア支援に関する協定	ボランティアへの資機材等の提供	はりま一宮ライオンズクラブ	H29.11.17	無償

第 2 編第 3 章第 3 節 【P25】

第 2 款 民間事業者との連携

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定	1 災害発生現場等の被災状況の把握 2 被災者の捜索 3 物資の運搬	(株)エアアシストジャパン (株)ドリームクエスト	R7.3.18	有償

第 3 款 応援・受援体制の整備

関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「兵庫県災害時受援計画」、「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておく。

なお、応援職員の派遣に当たっては、**職員が現地において自活できるような資機材や装備品を携帯させるよう留意し**、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受入れに当たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第 2 編第 3 章第 8 節第 2 款 【P35】

5 備蓄物資等の調達

(1) 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有

を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設~~できる~~ようし、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第2編第3章第9節第1款 【P37】

第1款 緊急輸送道路ネットワークの形成

緊急輸送道路とは、被災者の救助に必要な物資や資機材、要員を輸送する車両が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象に指定する。地域防災拠点（市役所や市民協働センター、出張所）や消防署、警察署、公立栄栗総合病院などを結ぶ路線と、市外と結ばれる路線を指定するものとする。

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、特に迅速な復旧に努める。緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止し、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

第2編第3章第15節 【P51】

第15節 避難行動のあり方と避難所の選定

避難とは安全な場所に退避し、難を逃れることである。避難路が安全かどうかを事前に確認せず避難所へ向かうのは、望ましい行動であるとはいえない。住民は自助の精神に基づき、「自らの命は自ら守る」を実践し、より安全な避難行動を選択することが大切である。平時から一時（いつとき）避難場所と指定避難所、避難経路を検討、把握しておく必要がある。市はできる限り正確で迅速な避難情報の伝達に努めるとともに、市が定義する要配慮者の避難支援にあたる。

また、避難に関する体制整備に当たっては、災害が重複して発生し得ることを考慮するとともに、~~よう努める~~。地域の特性に応じた避難施設の確保や、避難路等の整備の推進に努める。

本節では市が平常時に周知すべき避難行動のあり方と、指定避難所の設定方針などを定める。

第2編第3章第15節第2款2（4）【P53】

（4）感染症対策

避難所において、~~新型インフルエンザ等感染症（指定感染症及び新感染症を含む。）~~の感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等~~に~~適切に対応できるよう、平常時から危機管理課と健康福祉部が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。これらのことが円滑に行えるよう平常時から関係機関との調整に努めるものとする。

第2編第4章第3節第3款 【P62】

第3款 育成強化対策

消防団活動を担う消防団員数の減少は全国的な傾向であり、消防団組織における最大の課題である。市は消防団員を確保するため、広報紙やパンフレットで消防団の意義や存在価値を周知し、団員加入を促進するとともに、活動支援策や近隣団体との協力体制強化、NPOや~~民間等事業者~~との連携等について検討を進める。また、消防団機能のさらなる強化を図るため、次の支援を実施する。

- 1 災害を想定した実践的な訓練への支援
- 2 円滑な消防団活動を行うための資機材の充実と車両の更新

- 3 効果的な活動を行うための常備消防、自主防災組織との連携
- 4 効率的な消防団活動を行うための組織再編
- 5 他の消防団との連携体制の構築
- 6 団員に必要な資格や技能の取得に対する実践的な教育訓練研修の実施
- 7 青年層や女性層の消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備

第2編第5章第2節第3款、第4款 【P67】

第3款 消防施設等の整備強化

市は消防施設や消防設備、消防水利等について、大規模地震や同時多発火災など多様な災害への対応も想定し、消防力の整備指針と消防水利の基準を満たすよう整備に努めるものとする。本市の消防力は、先の基準をおおむね満たしているが、機能の低下した施設の更新を進める必要がある。また、新機材等についても計画的に導入し、消防力の向上を図るものとする。整備事業の実施に当たっては、消防施設強化促進法及び消防施設整備費補助金交付要綱に基づく消防施設整備補助事業及び防災まちづくり事業等を活用することで、国の財政措置を受けるものとする。また、水道設備等の被害によって消防水利の確保に支障をきたすことのないよう防火水槽、耐震性貯水槽の整備、自然水利の利用、水泳プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努めるものとする。

第4款 火災予防対策

市は火災の発生を未然に防ぐために、次の対策を実施する。

1 一般火災予防対策

- (1) 市と西はりま消防組合宍粟消防署が行う消防予防消防行政については、立入検査を強化するとともに、広報活動による防火思想の普及徹底を図り、予防消防の基本である警戒心の高揚を図る。
- (2) 火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、出火の予防に努めさせる。毎年全国一斉に実施される春秋火災予防運動に市内一円で広報活動を行うとともに、平常時においても広報活動に努める。また、消防団においては、平常時から防火パトロールや広報活動に努めるものとする。
- (3) 防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者を養成、指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

第2編第6章第3節 【P79】

原子力災害時の受入施設と対象地区（令和6年4月1日）

番号	避難所名	所在地	浸水想定深(m)	土砂災害警戒区域	対象地区 （京都府綾部市）
1	宍粟防災センター	山崎町鹿沢 65-3	—	—	物部白道路
2	スポニッタパーター宮	一宮町東市場 1090-3	—	—	志賀郷志賀郷・向田・志賀
3	波賀B&G海洋センター	波賀町有賀 29-1	5.0～10.0	該当	志賀郷篠田・坊口
4	旧野原小学校	波賀町野尻 119-2	5.0～10.0	該当	志賀郷金河内
5	旧下三方小学校	一宮町生栖 851-1	—	該当	志賀郷別所・内久井
6	生涯学習センター学遊館	山崎町東下野 18	0.5 未満	該当	志賀郷仁和
7	旧都多小学校	山崎町中野 1110	0.5～3.0	該当	志賀郷西方

原子力災害時の受入施設と対象地区（令和7年4月1日）

番号	避難所名	所在地	収容人数	浸水想定深(m)	土砂災害警戒区域	対象地区 （京都府綾部市）
1	宍粟防災センター	山崎町鹿沢 65-3	100	—	—	志賀郷志賀郷
2	宍粟市立山崎小学校	山崎町鹿沢 82	200	0.5～3.0	—	志賀郷志賀郷・篠田
3	生涯学習センター学遊館	山崎町東下野 18	100	0.5 未満	該当	志賀郷仁和

4	宍粟市立はりま一宮小学校	一宮町東市場 788	200	0.5～3.0	－	物部白道路
5	宍粟市立一宮南中学校	一宮町東市場 834	200	0.5～3.0	－	志賀郷向田・内久井
6	スポニックパーク一宮	一宮町東市場 1090-3	200	－	－	志賀郷西方
7	波賀 B & G 海洋センター	波賀町有賀 29-1	100	5.0～10.0	該当	志賀郷別所・志賀
8	宍粟市立千種小学校	千種町千草 29	200	0.5～3.0	－	志賀郷坊口・金河内

第3編第5章第1節1【P36、37】

第4編第5章第1節1【P30】

第5編第4章第1節1

【P28、29】

1 自衛隊の活動範囲

市長は次表に示す応急対策に自衛隊の支援を要すると判断した場合、西播磨県民局長と宍粟警察署長に協議の上、知事に自衛隊の災害派遣を求める。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
避難の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索、救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力
道路や水路の障害物の除去	施設の損壊又は障害物がある場合の除去等
応急医療、救護及び防疫	被災者の応急診療、大規模な伝染病等の発生に伴う応急衛生等
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び、給水及び入浴支援	被災者への炊飯、給水及び入浴支援
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令1号)による。
危険物の保安及び除去	火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置及び除去
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なもの

第3編第5章第4節第3款【P44】

第4編第5章第4節第3款【P38】

第5編第4章第4節

第3款【P36】

第3款 民間事業者等との協定に基づく応援要請

民間事業者等との協定

名称	主な内容	締結相手	要請先
災害時におけるボランティア支援に関する協定	ボランティアへの資機材等の提供	はりま一宮ライオンズクラブ	同会会長

第3編第5章第4節第3款【P45】

第4編第5章第4節第3款【P39】

第5編第4章第4節

第3款【P35】

第3款 民間事業者等との協定に基づく応援要請

民間事業者等との協定

名称	主な内容	締結相手	要請先
災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定	1 災害発生現場等の被災状況の把握 2 被災者の捜索 3 物資の運搬	(株)エアーアシストジャパン (株)ドリームクエスト	(株)エアーアシストジャパン (株)ドリームクエスト

第3編第5章第5節4（3）【P46】
第4（3）【P38】

第4編第5章第5節4（3）【P40】

第5編第5章第5

3) 各機関との調整

被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、**災害**中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

第3編第6章第2節第2款【P50】
第2款【P39】

第4編第6章第2節第2款【P44】

第5編第5章第2節

1 指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる施設

番号	校区	指定避難所	収容人員(人)	洪水時	河川氾濫時の浸水想定深	土砂災害警戒区域	地震時	大規模火災時
7	山崎南中	城下山崎南小学校	200	△	3.0～5.0m	—	○	○
8		山崎南中学校	200	△	3.0～5.0m	—	○	○
9		旧戸原小学校	100	△	3.0～5.0m	該当	○	○

第3編第6章第2節第3款2【P56】
2節第3款2【P48】

第4編第6章第2節第3款2【P49】

第5編第5章第

2 避難所等における愛玩動物の対応

指定緊急避難場所や指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。市は、必要に応じ、**家庭動物のためのスペース及び資材を確保し**、動物救援本部に対し、動物の受入状況等について情報提供する。

第3編第6章第9節第2款【P66】
第2款【P58】

第4編第6章第9節第2款【P60】

第5編第5章第9節

第2款 住宅の応急修理

住宅が半壊、半焼又は準半壊し、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない人若しくは大規模半壊した人に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、トイレ等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、市が**ブルーシートの展張等を含む**応急修理を実施する。なお、建築業者が不足したり、建築資機材を調達したりすることが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼するものとする。

第3編第7章第4款【P75】

第4編第7章第4款【P69】

第4款 建築物の解体撤去工事等に対する措置

市は、県と連携し、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿

の飛散を防止するため、建築物の損壊状況実態調査の情報をもとに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、~~粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施する災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル（第3版）（令和5年4月）を参考に対策を行うよう指導する。~~

第3編第9章第3節第2款【P83】

第2款 復旧過程

1 復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧に当たっては、~~生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施するもの~~の迅速な復旧に努めることとする。

第4編第3章第4節第5款【P24】

第5款 県への報告

本部室は各対策部や防災関係機関などから報告のある被害を取りまとめ、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を、必要に応じ航空機、無人航空機、車両、~~SAR衛星を含む~~人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集し、県へ報告する。その際、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない場合であっても、確認できた状況を報告するものとする。